

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学学則（16 経教規則第 2 号）の一部を次の通り改正する。

現 行	改 正 案	備 考												
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教規則第 2 号</p> <p>第 1 条～第 3 5 条 省 略</p> <p>（授業料の納付） 第 3 6 条 授業料は、年額の 2 分の 1 ずつを次の表のとおり 2 期に分けて納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="124 499 1299 613"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>納 入 の 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期（4 月から 9 月までの分）</td> <td>4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで</td> </tr> <tr> <td>後期（1 0 月から翌年 3 月までの分）</td> <td>1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 省略</p> <p>4 第 1 0 4 条第 2 項の規定により、6 月に卒業する見込みの者は、授業料の 1 2 分の 1 に相当する額（以下「授業料の月割額」という。）に 3 を乗じて得た額を当該学年の始めの月に納付しなければならない。ただし、6 月に卒業できなかつたときは、当該期に納付しなければならない授業料の額と既納の授業料の差額を速やかに納付しなければならない。</p> <p>第 3 7 条～第 3 9 条 省 略</p> <p>（授業料、入学料及び検定料の返付） 第 4 0 条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、授業料については第 1 号又は第 2 号に、検定料については第 3 号に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>一 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>二 第 3 6 条第 2 項又は第 3 項の規定により後期に係る授業料を納付した者が、第 2 2 条又は第 2 5 条の規定により当該年度の 9 月末日までに休学又は退学した場合 後期に係る授業料相当額</p> <p>三 本学学部入学に係る第 2 次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第 1 段階目の選抜（調査書、大学入試センター試験の結果、その他出願書類による選抜）及び第 2 段階目の選抜（学力検査等による選抜）の 2 段階に分けて行われ、第 1 段階目の選抜により不合格となった場合 第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額</p> <p>第 4 1 条 省 略</p> <p>（寄宿料） 第 4 2 条 学寮に入寮することを許可された者は、寄宿料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の寄宿料は、入寮の日の属する月から退寮の日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。ただし、8 月及び 9 月分については、7 月に納付するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず寄宿料は、<u>授業料の納期に合わせて 4 月又は 1 0 月にそれぞれ 6 月分</u></p>	区 分	納 入 の 時 期	前期（4 月から 9 月までの分）	4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで	後期（1 0 月から翌年 3 月までの分）	1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで	<p>第 1 条～第 3 5 条 省 略（現行どおり）</p> <p>（授業料の納付） 第 3 6 条 授業料は、年額の 2 分の 1 ずつを次の表のとおり 2 期に分けて納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1299 499 2496 613"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>納 入 の 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期（4 月から 9 月までの分）</td> <td>5 月 1 日から 5 月 3 1 日まで</td> </tr> <tr> <td>後期（1 0 月から翌年 3 月までの分）</td> <td>1 1 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 省略（現行どおり）</p> <p>4 第 1 0 4 条第 2 項の規定により、6 月に卒業する見込みの者は、授業料の 1 2 分の 1 に相当する額（以下「授業料の月割額」という。）に 3 を乗じて得た額を当該学年の 5 月に納付しなければならない。ただし、6 月に卒業できなかつたときは、当該期に納付しなければならない授業料の額と既納の授業料の差額を速やかに納付しなければならない。</p> <p>第 3 7 条～第 3 9 条 省 略（現行どおり）</p> <p><u>（入学料及び検定料の不徴収）</u> 第 3 9 条の 2 本学（大学院連合農学研究科の構成大学を含む。）大学院の博士前期課程又は修士課程を修了し、引き続き博士後期課程又は博士課程に進学する者の入学料及び検定料は、徴収しない。</p> <p>（授業料、入学料及び検定料の返付） 第 4 0 条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、授業料については第 1 号又は第 2 号に、検定料については第 3 号及び第 4 号に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>一 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>二 第 3 6 条第 2 項又は第 3 項の規定により後期に係る授業料を納付した者が、第 2 2 条又は第 2 5 条の規定により当該年度の 9 月末日までに休学又は退学した場合 後期に係る授業料相当額</p> <p>三 本学学部入学に係る第 2 次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第 1 段階目の選抜（調査書、大学入試センター試験の結果、その他出願書類による選抜）及び第 2 段階目の選抜（学力検査等による選抜）の 2 段階に分けて行われ、第 1 段階目の選抜により不合格となった場合 第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額</p> <p><u>四 本学学部入学に係る第 2 次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した大学入試センタ - 試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 其後の選抜に係る検定料相当額</u></p> <p>第 4 1 条 省 略（現行どおり）</p> <p>（寄宿料） 第 4 2 条 学寮に入寮することを許可された者は、寄宿料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の寄宿料は、入寮の日の属する月から退寮の日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。ただし、8 月及び 9 月分については、7 月に納付するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず寄宿料は、4 月又は 1 0 月にそれぞれ 6 月分を納付することができる。</p>	区 分	納 入 の 時 期	前期（4 月から 9 月までの分）	5 月 1 日から 5 月 3 1 日まで	後期（1 0 月から翌年 3 月までの分）	1 1 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで	
区 分	納 入 の 時 期													
前期（4 月から 9 月までの分）	4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで													
後期（1 0 月から翌年 3 月までの分）	1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで													
区 分	納 入 の 時 期													
前期（4 月から 9 月までの分）	5 月 1 日から 5 月 3 1 日まで													
後期（1 0 月から翌年 3 月までの分）	1 1 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで													

<p>を納付することができる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第43条～第111条 省略</p> <p>附則 省略</p>	<p>4～6 省略（現行どおり）</p> <p>第43条～第111条 省略（現行どおり）</p> <p>附則 省略（現行どおり）</p>	
---	--	--

附則（18 経教 規則第5号）

この規則は、平成18年10月25日から施行し、第36条第1項、同条第4項及び第42条第3項の改正規定は、平成19年4月1日から、第39条の次に1条を加える規定は、平成16年4月1日から、第40条第3号の次に1号を加える規定は、平成18年10月25日から、それぞれ適用する。